

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第 11 回）

日時 令和 3 年 8 月 6 日（金）10：00～12：00

場所 オンライン開催

議題 ①バイオマス発電燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームの追加について

②認証機関・海外政府ヒアリング

- ・マレーシアパームオイル認証評議会
- ・ISCC ワーキンググループ
- ・一般社団法人農産資源認証協議会
- ・質疑応答

○能村新エネルギー課長

皆さま、おはようございます。事務局の新エネ課長、能村でございます。7月1日から新エネ課長に着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今より、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第 11 回）を開催いたします。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、議事に先立ちまして、事務的にご留意点を申し上げます。

本委員会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、オンラインでの開催としてございます。ご参加いただいている皆さまにつきましては、この委員会中は回線の負荷を軽減するため、カメラはオフの状態でご審議いただき、ご発言以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。もう皆さま、既に慣れていると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、ご発言をご希望の際は、マイクのミュートをご解除いただき、お声掛けいただくか、チャット機能を活用いただき、発言希望の旨を書き込みいただき、座長からのご指名をお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、新型コロナウイルス対策に伴う政府の対応方針を踏まえまして、また、広く傍聴いただくという観点からも、インターネット中継での視聴方式を採らせていただいております。

それでは、これからの進行につきましては、座長にお願いすることといたします。

座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。おはようございます。

バイオマス持続可能性ワーキング（第 11 回）でございますけれども、本日の委員の出席

者、委員の名簿はお手元に資料としてお配りいただいているかと思えます。本日は、橋本委員がご欠席と伺っております。それから、オブザーバーで環境省の小笠原課長の代わりに、福田様のご出席というふうに伺っております。

それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

本日は、認証機関、それから海外政府からのヒアリングを予定しております。具体的には、マレーシアパームオイル認証評議会、I S C Cワーキンググループ、一般社団法人農産資源認証協議会の3者でございます。

マレーシアパームオイル認証評議会は、通訳の方を含めて20分のご報告、そして、質疑応答も通訳込みで20分。I S C Cワーキンググループ、それから一般社団法人農産資源認証協議会の2つの団体に関しましては、それぞれ報告10分、質疑応答10分をお願いしたいというふうに思っております。ご発表いただきます皆さまにおかれましては、通常どおりですけれども、時間厳守をお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

#### ○和田新エネルギー課長補佐

新エネルギー課の和田でございます。本日もよろしくお願いたします。

本日の資料でございますけれども、配付資料一覧でございますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料1としまして、事務局の資料「バイオマス発電燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームの追加について」、資料2として、マレーシアパームオイル認証評議会の「MSPO認証スキーム」、資料3といたしまして、I S C Cワーキンググループの「バイオマス起源廃棄物及び残渣に関するI S C C日本FIT認証スキーム」、資料4といたしまして、一般社団法人農産資源認証協議会の「日本独自のPKS第三者認証制度について」をご用意させていただいております。もし不足等がございましたら、お教えください。

#### ○高村座長

ありがとうございます。配布資料等、問題ございませんでしょうか。もし不足がございましたら、ご出席の委員、オブザーバーの方はチャットでお知らせいただければと思います。

それでは、議事に入ってまいります。早速ですが、第三者認証スキームの追加論点について、まず事務局から資料の1のご説明をお願いいたします。

#### ○和田新エネルギー課長補佐

それでは、事務局から資料1を説明させていただきます。

おめくりいただきまして2ページ目をご覧ください。前回のワーキングでもお示した資料ではございますけれども、今年の全体像として、ライフサイクルGHGの件と、本題の新第三者認証の追加について、ご議論いただくということにさせていただきましたけれども、本日は、この新第三者認証スキームの追加について、ご議論いただくというこ

とになります。

もう1ページおめくりいただきまして、3ページ目に、昨年の議論といたしますか、昨年議論させていただいた第三者認証制度の検討状況というのをお付けしておりますけれども、昨年はこの一番左、RSPOからISCC、ISPO、MSPO、GGL、PKS第三者認証創設準備委員会の認証制度と議論させていただきまして、赤のバーが付いているところが引き続き確認が必要ということで、昨年整理させていただいたところになります。次のページでご説明しますけれども、今年はこの続きとして、それぞれの認証についてご議論いただくということになるかというふうに考えております。

4ページ目をご覧ください。

前回のワーキングでもお示ししましたとおり、7月14日までに追加希望意思を事務局に示されたものについて、検討を行うということにさせていただきました。その後、ここの下の段にございますとおり、MSPO、ISCC、一般社団法人農産資源認証協議会の3つについて、追加の意思を事務局のほうにご連絡いただいております。本日はここの皆さま方からプレゼンテーションをいただきまして、個別の内容について皆さまにご確認いただくということを考えております。事務局からの説明は以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。資料の1は、今日、本日の議論の前提を確認するものですが、委員の先生方からこの時点で何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは早速ですが、ヒアリングのほうに入ってまいります。資料の2でありますけれども、マレーシアパームオイル認証評議会マネジャーのミスター・タン・チー・ヨン様からご説明をいただきます。通訳の方も含めて20分ということでお願いいたします。なお、本日はマレーシアパームオイル庁の皆さまにもご同席をいただいております。それではタン・チー・ヨンさん、お願いしてもよろしいでしょうか。

○マレーシアパームオイル認証評議会タン・チー・ヨン氏（通訳：チェオン・チェン・ワイ氏）

皆さん、おはようございます。MPOCCは、今回のバイオマス持続可能性ワーキンググループに認証スキームを提示するチャンスをいただいて、誠にありがとうございます。

次のスライドをお願いします。

下記は、MSPOの5つの柱になりますが、まずは第1の柱は従業員と利害関係者の権利を守ることです。第2は地球の環境を保護することで、3つ目は事業の持続性を維持することです。4つ目は社会的に包括的な考え方をやっていることで、5つ目はグローバルパートナーシップを通じてパートナーシップを実施することです。

次のスライドをお願いします。

現在、MSPOは基準のレビューをしているところです。MSPOに関するレビューにつ

いては、最初のドラフトは今年の5月1日から7月4日まで最初のパブリックコメントを受けました。それによって以下のドラフトが改定され、MSPOの基準を制作しています。

それに関わるものは、第一部は一般原則で、2-1、独立した小規模農家の一般原則、2-2、組織化された小規模農家の一般原則、3-1、プランテーションの一般原則、プランテーションというのは40.46ヘクタールから500ヘクタール以下、3-2は500ヘクタール以上のプランテーションの一般原則、4-1、サプライチェーンを含めたパーム油加工工場の一般原則、4-2、パーム油処理施設の一般原則、4-3、ディーラーの一般原則です。

次のスライドをお願いします。

基本的MSPO標準レビューは、以下の5つの改善したことにつながっています。第1は、SDG2030年の基準に盛り込むこと、第2は高保全価値(HCV)を導入すること、第3はHCV、SIA、EIAの必要条件を2019年12月31日以降の新しいプランテーションの条件に盛り込むこと、4つ目はGHGの計算をサプライチェーンに一括で導入すること、5つ目は強制労働、人身売買を禁止することです。

次のスライドをお願いします。

改訂されたMSPOの中に、高保全価値(HCV)を導入することです。HCVは生物的、社会的、文化的な価値を取り込んで、国と地域とグローバルにより効果が上がることにつながります。HCVは2013年のMSPO基準の代わりに設定され、この新しく見直したMSPOは、このHCVは包括的、環境と社会インパクトの評価を継続して実施することを要しています。

次のスライドをお願いします。

2019年12月31日以降は、自然林、保護地域および高保全価値地域の転換がないことになっています。

さきに説明したように、この新しいプランテーションは法的に許可されない場合は、絶対に以下のところでプランテーションをやってはいけません。第1要件としては25度以上の急な地形と、2番は海拔300メートル以上の地域で、3番目は脆弱な土壌、4番は泥炭地のところで、こういう以上のところで基本的に土地の転換を再植林するのは再評価が必要です。

次をお願いします。

MSPO2.0は、法的枠組みで許可されない場合を除いて、基本的にopen burning(野焼き)が厳しく制限されています。それは火災防止とかのために確立が必要です。森林破壊の明白な定義はされていませんが、ただし2019年12月31日以降の自然林、保護地域、高保全価値地域の転換には厳密には一切言及されていません。MSPO2.0は、泥炭地への新しい植栽は基本的に法律で許可されないことを述べています。悪影響を最小限に抑えるために、適切な保全対策を実施することを指標としています。

次のスライドをお願いします。

ここでMSPO2.0も基本的に差別とかハラスメントを一切禁止しています。皆さんに同

じ機会を提供する、民族に関係なく、性別、宗教などの関係を問わず、採用を平等にすることを記載しています。ここにも強制労働および不法労働者、あと子どもの労働者を禁止することも記載しています。

次のスライドをお願いします。

ここに基本的に、強制労働、人身売買に関する労働は一切禁止されていますということで、子どもの雇用は基本的に監督者の許可で、あと監督者以外の条件で採用してはいけません。かつ彼らの教育を妨害しないことです。そして、社員および家族にも1990年のワーカー法に基づいて、適切な生活条件を与えることを記載しています。新しく追加したのは、三角雇用関係で、労働者の虐待がないことを保証することと、基準3の全ての指標を満たすことに雇用主が責任を持つことを記載しています。

次のスライドをお願いします。

改訂されたMSPOの有効性に関して3つ説明させてください。まず2021年の12月までに改訂されたMSPOの最終ドラフトを用意します。2022年1月に改訂されたMSPOを正規発行し、工場の皆さまに配布をします。1年間かけて皆さんにプラスの時間を与えて、2023年の1月から認証機関は改訂されたMSPO基準を適用することが義務付けられています。

次のスライドをお願いします。

委員会によるエンドユーザーとバイオマス認証をするためのCOC認証についての質問ですが、現在の改訂されたMSPOの標準範囲は、パーム油およびパーム油製品のみを対象としています。したがって、発電所や商社などのエンドユーザーや販売業者などの認証のためのCOC認証は含まれていません。ただし、MPOCCは、現在MSPO認定地域からエンドユーザーまでのバイオマスのトレーサビリティに関する別の標準、つまりMSPOバイオマス管理過程(COC)を開発中です。MSPOバイオマスCOC規格は、2022年6月に完成する予定です。

次のスライドをお願いします。

グループの皆さんに連絡したいことは、ここで新しく改訂されたMSPO標準の分にトレーサビリティの要件が入っています。これはMSPO基準の4-1、4-2と4-3、プリンシパル2の下に、透明性およびトレーサビリティを記載しています。4.2.2.6の中に分離モデルがあり、MSPO認定のパーム油の商品が、エンドユーザーまで絶対にMSPO認定された供給元から提供されることを保証することと、およびいろいろなMSPO認定企業から提供されることを許可されています。

次のスライドをお願いします。

ここで、4.2.1.4の指標に関しては、表にしましたように、パート2-1、3-1、3-2、4-1に記載しています。

次のスライドをお願いします。

MSPOの新しい最大の定義は次のようになります。

森林などや農作物を新しいプランテーションに転換することは新しいプランテーションに見なされます。新規の設立の定義は、パーム油の加工や取引のための操業・加工施設の設立など、例えばパーム油工場、加工施設、ディーラー、貿易関係、包装業者などの活動を含めた操業になります。

次のスライドをお願いします。

マレーシアでは土地の利用に関しては、基本的に州政府が権限を持っています。土地の使用権限を転換するために、1回州政府の土地局に申し込んで、それを1965年の国土法に基づいて技術的などの観点から転換することを検討し、基本的に農業用、建築用と工業用の土地の項目に分けられます。

次のスライドをお願いします。

MSPOの3.4.1は、マレーシアの2001年の児童法に基づいて定義しています。ここで児童の保護、利用などについて記載しています。この法律は基本的に違法雇用などを含めてハラスメントについてマレーシアの中、あるいは外でも一切禁止しています。この法律に定めた年齢は18歳ですが、3.4.1の定義はマレーシア法、1966年の若者雇用法について定義しています。この雇用法に記載している年齢は15、あるいはそれ以下になっています。

○高村座長

チェオンさんもありがとうございます。通訳もありがとうございました。

それでは、質疑応答に進めてまいりたいと思います。ご意見、ご質問のある委員の方は、チャットで教えていただくか、あるいはお声掛けをしていただければと思います。

今、時間の関係から全てのスライドのご説明はございませんでしたけれども、先生方のところにスライドはあると思いますので、ご説明の詳細がなかったところもご質問をいただければと思います。それでは、先生方のところでチャットないしは、あるいはお声掛けをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

芋生先生<sup>\*</sup>、お願いいたします。その後、相川委員<sup>\*</sup>、お願いいたします。

○芋生委員

ちょっと時間もないので、詳細なことについては、事前にエクセルファイルでコメントしましたので、そちらを見ていただけたらと思います。質問は、今回、スタンダードがパート2、パート3となっていたものが、2-1、2-2、それから3-1、3-2というふうに分けられていましたが、その経緯を説明していただきたいというのと、これは資源エネルギー庁の方にお伺いしたいんですけども、これから、それぞれのパートをそれぞれ審査して承認することになるのか、それとも一括に審査して承認することになるのか、どちらでしょうか。

<sup>\*</sup>2021年8月6日時点では、委員の任期切れに伴い、任命未了であったが、11月22日付で任命済み。

○高村座長

ありがとうございます。それではマレーシアパームオイル認証評議会へのご質問についてまず通訳をしていただいて、その後、事務局へのご質問をお願いしようと思います。それでは、チェオンさん、通訳をお願いしていいでしょうか。

○MPOCCタン・チー・ヨン氏（通訳：チェオン・チェン・ワイ氏）

全般の基準は、MSPOの基準は、2013年に制定されて、国際的に基準は5年間ごとに見直すことが勧められています。現基準は5年以上たっていますので、利害関係者、NGO、あと政府関係者、それ以外の関係者を集めて、より包括、新しいMSPOを見直すための会議を行って、参加者からいろいろフィードバックを受けて、見直してきました。

○高村座長

ありがとうございます。事務局にご質問がありましたけれども、その点は後でお願いできればと思います。

それでは相川委員、お願いできますでしょうか。

○相川委員

ご説明ありがとうございました。MSPOの改訂が進んで、いろんなところで持続性の確保の取り組みが強化されているという印象を受けました。

質問はまず1点です。今回、森林のいわゆる開発について、2019年の12月31日以降、天然林、natural forest等に関しては認めないという基準を設けられましたが、この2019年12月末という期日の設定の理由があれば教えてください。それがMPOCCに対する私からの質問です。

あともう一点は、事務局さんへの質問というかお願いになるのかもしれませんが、今回かなり発表いただいたプレゼンの中に重要な情報が含まれていたと思いますが、日本語で書かれている部分が、委員のほうは英語版を事前にいただいておりましたけれども、必ずしも適切に訳されていないというところが散見されたと思います。例えばこの森林破壊のところについては、基本的にはno conversionと英語では書かれておりますので、基本的にはそこはないということで規定をつくってきていると思いますので、今後われわれの議論がしっかり正確な情報に基づいて行われていくということと、しっかりそれが、日本国内でも非常に関心が高いところだと思いますので、その根拠の部分を一致できるように、少しご配慮いただければと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○MPOCCタン・チー・ヨン氏（通訳：チェオン・チェン・ワイ氏）

結論からいうと、それがMSPOの議事委員会が検討した、決めた日です。なぜかというのと、これは利害関係者と会議をして、当時は関係者皆さんがこの日、2019年12月31日に

しましようということを議論して、皆さんが合意した日であって、かつなぜその日にしたかという、古い形にあまり負担がかからないようにしたいので、皆さんが検討した、議論した日に従いました。もう一つの理由は、2020年1月から全ての農家がMSPOに認定される条件になっています。

○相川委員

はい、よく分かりました。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは河野委員※、お願いいたします。

○河野委員

河野です。ご説明、ありがとうございました。私は専門的知識がございませんので、1点ご説明いただいた中で確認をさせていただきたいと思います。

それは新しい植栽についてなんですけれども、現地の法律があって、現地の法律で許可される場所には、保護しなければいけない地域であったとしても、そこに新規開発が可能であるというお話だったと思いますけれども。そうしますと、そういったところで新規開発された油ヤシ農園から産出されるパームオイルについては、新しいMSPOの認証は取得できないという理解でよろしいのかどうかということを確認させてください。

○MPOCCタン・チー・ヨン氏（通訳：チェオン・チェン・ワイ氏）

基本的にMSPOは、マレーシアの法律、地方法律と国家法律に従っていますので、そのために2019年12月31日に政府に許可された転換の土地で、農園をつくっても基本的にMSPO認証に申し込むことは可能です。ただし、それを、認定を求める側が、MSPOが定めた植栽の基準にかつ、従わないといけません。当然ながら、州政府と国政府の決めた植栽法にも従わないといけません。

詳細は6スライド目を見てください。そこで自然森林は基本的に100%許されません。ただし、それ以外の転換地に関しては、EIAなどの実施に従って、HCVの評価などを社会、環境に対する影響を全部評価して、転換することなので、それが許されます。

○河野委員

はい、時間の関係もありますので、分かりました。説明ありがとうございました。

※2021年8月6日時点では、委員の任期切れに伴い、任命未了であったが、11月22日付で任命済み。



○高村座長

ありがとうございます。それでは道田委員※、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。道田です。ご説明いただきまして、どうもありがとうございます。私からは1点だけ質問をさせていただきます。

強制労働のお話をしていただきましたけども、確認なんですけれども、トライアングル・エンプロイメントの話が出てきましたが、この中には、全ての契約ベースの労働者が含まれているというふうに考えてよろしいのかということをお伺いさせていただきます。お願いいたします。

○MPOCCタン・チー・ヨン氏（通訳：チェオン・チェン・ワイ氏）

それは三角雇用関係者、トライアングル・エンプロイメントについては、雇用主が全ての責任を持ちます。関係する者は三角雇用関係者の関連する者全てに関連します。雇用主は全て責任を持ちます。以上でいいですか。

○道田委員

分かりました。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。芋生委員と、それから相川委員から事務局宛てにご質問があったかと思えますけれども、事務局からお答えいただくことはできますか。

○和田新エネルギー課長補佐

私のほうからお答えいたします。まず芋生委員からいただいた、パートごとなのか全体なのかということにつきましては、基本的にパートごとに審査といいますか、確認をさせていただいて、例えばパート1はオーケーだけれども、パート2はまだ満たさないというようなことはあろうかと考えております。

相川委員からいただいた、原典との日本語の差につきましては、ご指摘のとおり、正確なニュアンスを伝えなければいけないということだと思いますので、英語のものもこのホームページのほうに載せさせていただくということを含めて検討させていただきたいと思えます。以上です。

※2021年8月6日時点では、委員の任期切れに伴い、任命未了であったが、11月22日付で任命済み。

○高村座長

ありがとうございます。少し時間が押しておりますので、こちらでマレーシアのパームオイル認証評議会からのヒアリングは終わりますけれども、先ほど芋生先生からもご質問を別途出してくださっていること、それから橋本委員\*がご欠席であること、それから、先ほど相川委員からありましたように、英語ベースで改めてしっかり見る必要もあるということかと思えます。従いまして、できましたら追加的なご質問も、これはこの後のヒアリングについてもそうだと思いますけれども、委員からいただくことを前提に、取りあえず今日のこのヒアリングは終わらせていただいて、引き続きヒアリング、このマレーシアのパームオイル認証評議会と皆さんとご質問のやりとりをさせていただくのがよいかと思っております。

いずれにしてもどうもありがとうございました。ありがとうございました。チェオンさん、ありがとうございます。

それでは、I S C Cのワーキンググループのプレゼンテーションに移ってまいります。

資料の3でございますけれども、本日、I S C Cワーキンググループ代表の大村次郎様からご説明をいただきます。10分をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○I S C Cワーキンググループ大村次郎代表

よろしくお願いいたします。まずI S C Cワーキンググループを代表しまして、本日のまた貴重な時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。2ページのほうをお願いいたします。

去年のワーキンググループ、11月のワーキンググループ、そして今年1月のワーキンググループより受けたフィードバックに基づき、I S C Cのほうも、ご指摘いただいた部分の修正をさせていただいて、本日の資料のほうを改めてご紹介させていただきたいと思えます。

次のページをお願いいたします。

ワーキンググループのほうで認められた部分につきまして、こちらの表で表せていただきました部分を修正させていただきました。1つ目は、加工におけるGHGを含む汚染および排出削減について、そして加工における適切な土地の権利、加工における児童労働・強制労働の禁止、次のページをお願いいたします、加工における労働者の安全衛生確保、結社および団体交渉に関する労働者の権利確保、そして加工における法の順守、そして加工における情報の提供および開示、このものについて修正させていただいております。

次のページをお願いいたします。

\*2021年8月6日時点では、委員の任期切れに伴い、任命未了であったが、11月22日付で任命済み。

まず、幾つか重要な部分はあるかと思えますけれども、前回のワーキンググループの指摘で一番重要な部分となった部分かと思えますけれども、ご指摘いただいたとおり、I S C Cのほうで基準をもう一度見直しさせていただきまして、今回のM E T I、エネ庁のほうに申請させていただく基準は、林業および植物油脂を除くバイオマス起源の廃棄物残渣を対象としている基準となっております。

次のページをお願いいたします。

繰り返しますけれども、今回、植物油脂のほうを対象外としましたので、こちらのご指摘いただいた分についてはもう既に解決済みということをお知らせしてI S C Cは認識しております。

次のページをお願いいたします。

認証に関する組織の部分ですけれども、この産物にしてP & C認証とS C認証の部分について、どのようにしてこの部分を満たすのかというのが明確ではなかったという指摘に対しまして、もう一度I S C Cのほうで確認し、明確にしたことは、まずこの認証を取得していただける企業様につきましては、全ての対象と、そのサプライチェーン発生するC P Oミルから、サプライチェーンを通じて全ての行程において、P & Cの部分に該当するということと、あとその回収地点、コレクターですね。サプライヤーであるC P Oミルに対して、内部監査を実施して、全てのC P OミルがこのP & Cに準拠していることを確認するということをこの基準で求めております。そして、または第三者認証機関の審査を経て、この発生源であるC P Oミルの審査を行うことも、このような形でこの基準のほうを改訂しております。

次のページをお願いいたします。

そして、ご指摘いただいていた部分のトレーダーと貯蔵施設の部分ですけれども、これも明確になっていなかったということで、基準のほうにトレーダーと、あと貯蔵施設のほうを追加させていただきました。

次のページをお願いいたします。

そして、P & CとあとG H Gの先ほどの部分ですね。この部分につきましても、基準のほうにご指摘いただいた内容をより強固にした形で明確に基準のほうに反映させております。

次のページをお願いいたします。

そしてあと、排出量についても、どの削減内容についても、こちらのほうに明記させていただいておりますので、ご指摘いただいた部分は満たしているというふうにI S C Cのほうでは理解しております。

そして次のページも、これもP & CとG H Gの部分に該当しますが、この削減効果の実施と、削減状況についてのモニタリングについても、この基準のほうで追記しておりますので、詳細につきましては基準のほうをご参照いただければと思っております。

次のページをお願いいたします。

これも引き続きP & Cの部分です。これも全てI S C C J a p a n F I T P r i n c i p l e s a n d C r i t e r i a - B i o g e n i c W a s t e a n d R e s i d u e s のチャプター3.2のほうに明記させていただいて

おります。

次のページをお願いいたします。

そして、児童労働の部分です。これも基準のほうにより明確に追記させていただいておりますので、こちらのほうもご指摘の対応はクリアしていると、I S C Cのほうで認識しております。

次のページをお願いいたします。

そして、この認証の範囲について、先ほども少しお話しさせていただいたとおり、最初の回収地点についての定義付けもこの基準のほうで明記させていただいております。なので、I S C Cの基準、今回申請させていただいたF I Tの基準につきましては、川上はC P Oミル、そして川下のエンドユーザー様まで全ての行程においてP & C、そしてサプライチェーン認証のような適用がされると認識しております。

次のページをお願いいたします。

認証取得するユニットにつきましても、こちらのほうもI S C C Japan F I T System Document のほうで定義しておりますので、こちらのほうもご参照いただければと思っております。

次のページ、16 ページをお願いいたします。化学物質に関するE U規制ですけれども、ここについてE U法について順守するという部分を削除させていただきましたので、こちらのほうも併せてご確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

バイオマスの名称についてです。ご指摘いただいた内容としましては、「バイオ燃料、液体バイオマス、バイオマス燃料」という、その表現がちょっとぶれていたということなので、全て統一させていただきました。そして、用語の定義も基準のほうに反映させていただいておりますので、そちらのほうもご確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

そして、パーム農園の審査につきましてですけれども、先ほどもお伝えしましたとおり、今回のF I T申請につきましては、残渣、PKSを対象としておりますため、審査の対象となるのは、C P Oミルとなっております。繰り返しますけれども、C P Oミルに対しては、内部監査をコレクトのほうで実施していくということを前提として、そしてその内部的に検証された部分につきましては、外部の審査機関である第三者認証機関によってサンプリング審査を行い、審査の確認をするというふうに修正させていただいております。

次のページをお願いいたします。今後のI S C Cのステップとしましては、I S C Cの新しく提出させていただいた基準書を、経産省のほうで承認された、ワーキンググループのほうで承認されたということを確認しました後、I S C Cのホームページに公表して、アップロードされる手順を準備しております。そして公表後、全てのI S C Cユーザーに、そしてメンバーに送信するということと、本文書につきましては、全てのユーザーに適用することができるというふうに次のステップを検討しております。

そして、次のページ、20 ページ目です。この基準書につきましては、パブリックコンサルテーションを予定しておりません。その2つの理由としましては、この新しい基準は利害関係者が決定するものではないということで、経産省、エネ庁のほうで要求された内容ということでパブリックコンサルテーションを予定しておりませんということにいたしました。

そして、既存のI S C Cスキームの要求事項を超えるものでありますので、このI S C Cのもとでの基準を、信頼性が損なうものではないということで、これらの理由をもちまして、パブリックコンサルテーションの予定はないということをご報告させていただきます。

最後のページとなりますけども、委員の皆さま、そして事務局のほうから事前にいただいた質問について、こちらのほうで回答させていただいております。この他にも本日ご質問がありましたら、私一存では回答できない場合もございますので、I S C Cのほうに改めて確認して、回答させていただきたいと思っております。

以上、私からの発表とさせていただきます。

○高村座長

大村様、ありがとうございます。時間に協力をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、質疑応答を進めてまいります。ご意見、ご質問のある委員の方は、チャット機能ないしはマイクのミュート機能を解除して声を掛けていただければと思います。

ありがとうございます。それでは道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。あと、事前説明、質問にもお答えいただきまして、ありがとうございます。2点、質問と確認をさせていただきます。

1点目は、今回、固体バイオマスのみが対象ということですがけれども、これは先ほどPKSのみが対象とおっしゃっていましたがけれども、その認識で正しいかということが1点。それからもう一点は、この認証または取り消しの情報というのが、FIT向けの分に関して、ホームページなどで公開される予定があるかということについてお伺いさせていただきます。お願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。大村様、質問をまとめて取って、まとめてお答えいただいてもよろしいでしょうか。

○I S C Cワーキンググループ大村次郎代表

はい、構いません。どうぞ。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、続いて芋生委員、お願いします。その後、相川委員、お願いいたします。

○芋生委員

今の道田委員の質問にも近いんですけども、あと、さっき事前に回答していただいたんですけども、私も今回、固体・パーム油からPKSに特化したような印象を受けます。それで、これはパーム油を扱う事業者さんとか、それから現在は認められておりませんが、新規の要望のあります草本系のバイオマスを扱っておられる事業者さんからは、結構これまで期待があったと思うんですね。ISCCで新規の燃料が認められれば、ISCCで認証を受けられるのではないかと期待があったと思いますし、私のほうにもそういうコメントをいっぱいいただいております。

今回、PKSに特化したというのは、まず輸入量の多いPKSを対象として、今後、パーム油とか、あと固体にもつなげていくのか。もうPKSで、取りあえずPKSはもう終わりののか、そこら辺を伺いたいと思います。

○高村座長

ありがとうございます。それでは相川委員、その後、河野委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。私も実は期せずしてお二人が今ご質問されたところと関係することになるかと思っております。私のほうから実は明らかにしておきたかったのは、5枚目のスライドのところ、**excluding criteria for forestry** という表現で、林業バイオマスは除くということを明記いただきました。ただ、より厳密にいうと、その森林から直接伐採されて、燃料利用目的で伐採されて、エネルギー利用されるというケースもあれば、例えば製材工場のようなところで丸太から柱だとか板だとか、そういう製品が作られて、その後の端材をエネルギー利用するという2パターンがあって、まさにパーム油とPKSの関係のような、主産物、副産物のような関係かと思っておりますけども、そちらがクリアになるように表記いただいたほうがいいのではないかと実は思っていました。それをコメントしようと思っていました。

ただ、私の前のお二人のお話を聞いていると、そもそも燃料の種類をこのFITの中で認める、認めないという話と、あと、それを、その持続可能性をどういうふうに確認するかという点での認証制度の話と表裏一体になっているようなところがあるんですけども。例えば今われわれが議論をしているときに、PKSだけを念頭にして議論をしておけばいいのか、それか、より幅広い適用可能性というものも考慮すべきなのか。そもそもそれぞれの燃料を認める、認めないというのも、属性によって、例えば農業系の副産物であれば同じように処理し……。

○高村座長

相川委員の声が私に聞こえておりませんが、皆さまのところは聞こえていますか。

○芋生委員

聞こえていないです。

○高村座長

分かりました。相川委員、聞こえますでしょうか。

インターネットの状況かなと思われまので、それでは今、相川委員のご発言の途中でしたが、おそらくまた入り直していただけるのではないかと思います。相川委員、聞こえますでしょうか。

それでは、先に河野委員、ご質問をお願いできますでしょうか。その間に相川委員に入っただけではないかと思えます。よろしくお願いします。

○河野委員

分かりました。河野でございます。ご説明ありがとうございました。私は専門的な観点からというよりは、今回、I S C C様にご提案いただいたこの日本F I T認証のスキームという、こここのところに非常にこだわりがございまして、持続可能性の担保というのは、グローバルレベルの課題であって、そこで示される要件というのは、どこの国に適用されてもそうだろうという条件でないと、いわゆる認証システムの信頼性ということでは、課題があるのではないかと感じておりました。

これまでにご質問された方と、底流では同じような疑念がございましてけれども、今回わざわざ日本のF I T認証というところに合わせてきた、その意図を教えてください。それから、パブリックコンサルティングを受けていないということで、これは経産省が確認することだからとおっしゃっていましたが、F I Tの賦課金をあまねく払う消費者とすると、この辺り、ここに合わせてくるというよりは、持続可能性というものに正面に向き合っているというのをしっかりと認めていきたいというふうに感じておりますので、この日本F I T認証スキームという銘打たれた真意というところを教えてください。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

○相川委員

すみません、皆さん聞こえているものかと思ってしゃべり続けてしまいました。今聞こえ

ますかね。

○高村座長

今は聞こえております。よろしく申し上げます。

○相川委員

手短かに申し上げたかったのは、1つはスライドの5枚目のところで、**excluding criteria for forestry** というふうに書かれておりました、フォレストバイオマスというような言葉もあって、森林から直接エネルギー利用を目的に伐採して利用するケースと、製材工場などで端材として出てくるものをエネルギー利用するケースと2つ、木質バイオマスの中にもカテゴリーがございますので、それらを包含して、木質は外すなら外すという形でクリアに書いていただいたほうが分かりやすいかなと思ったというのが1点です。

あともう一点は、私の前にご発言されていた道田さん、芋生さんのところと関係すると思うんですが、今回 I S C C さんのこのスキームを認めるか、認めないかという議論と、新規の燃料を認めるか、認めないかという議論と、表裏一体になっているようなところがあるかと思しますので、その辺りはどういうふうに議論を進めていけばいいのか、これは事務局の方にコメントなりをいただければと思っております。以上になります。よろしく申し上げます。

○高村座長

ありがとうございます。この後、大村さんと事務局のほうに振ろうと思いますが、私も今、委員の先生方からあった点が気になっているところです。少なくとも対象とされる燃料種がはっきりしているのであれば、それが明記されるほうが、これは事業者にとっても、それからその認証制度を確認する側からも良いかと思っておりますけれども、とりわけ、こちらはPKSを念頭に置かれているということですが、例えばソリッドなのか、リキッドなのかという辺りは、おそらく一つ明確にさせていただいたらよい点だと思いますけれども、これは先ほど相川委員がおっしゃった点で、そうすると仮に対象燃料種を増やすときにどう確認をしていくのか。あるいは、これはもう少し拡大をすると、新しい要件が燃料に関して加わっていくような可能性がある場合に、どういうふうに既に確認をしてゴーが出た認証制度について、どのように確認していくのかという、制度の運用上の点について、これは大村さんというよりは、事務局の側にご検討いただく点としてあるように思います。

それでは、大村さんからご発言をお願いして、その後事務局へのご質問を願いますでしょうか。

○I S C C ワーキンググループ大村次郎代表

ではご質問のほう、回答できる部分について回答させていただきたいと思っております。対象に



ついてご質問がありました。私のほうでPKSのみと行ってしまったみたいなのですが、一応対象とするのは農業残渣と位置付けております。ご指摘いただきました対象となるものの明記については、ここはまたISCCのほうに持ち帰りまして、提案して改めて回答したいと思います。

認証取得者の公表についてですけれども、ISCCのホームページで全てのプログラムのユーザー様の情報というのは全部開示されておまして、また同じく、調書の執行もしくは取り消し情報についても、タイムリーに公表しております。木質の部分の相川委員からいただいた部分について、これももう少し精査させていただいて、持ち帰らせていただきたいと思います。ご指摘いただいたジャパンFITシステムという名称ですね。認証システム、認証であれば世界的に通用するような内容でないといけないのではないかとというご指摘についても、ISCCに持ち帰らせていただきたいと思います。

パブリックコンサルテーションにつきましても、ここも改めてISCCに持ち帰らせていただいて、もう一度見解を聞きたいと思います。ただ、先ほどの発表の中でも説明させていただいたとおり、既存のISCCの要求事項よりも、より、それを超えた内容がこのジャパンFITシステムなので、そういう理由で、コンサルティングは必要ないというのがISCCの見解でした。また改めてISCCに質問して、回答させていただきたいと思います。以上となります。

#### ○高村座長

ありがとうございます。事務局のほうから何かご発言はございますか。

#### ○和田新エネルギー課長補佐

相川委員と高村座長からありました、今議論しているISCCさんを含めて、何が対象なのかということについては、少なくとも新規燃料との関係で申し上げると、新規燃料を仮に何か認めるということであれば、それに応じた認証が必要になると思いますので、結果として今のISCCさんからご質問があったとおり、この今の認証のままで大丈夫ということもあるのかもしれませんが、それは個別にまた確認させていただくということだと思っております。相川委員のお言葉を借りると、表裏だというご指摘もありましたけれども、今回これを仮に適用するものと認めたからといって、新規燃料に直ちに適用されるかということとは、そこはイコールではないと理解をしております。

また、今ご説明があったとおり、これは農業残渣に関するものということでございしたけれども、少なくともわれわれの印象としては、PKSとパームオイルのところの議論をさせていただいているということだと思っております。対象をどういうふうに明記していただくかということによると思いますけれども、そこは何を対象とするものなのかということを確認させていただいた上で、このFIT制度上の認証として認めていくということと認識しております。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、委員からどうしても今ここで大村さんにご確認をしたい、フォローアップの質問がありましたら教えていただきたいと思います。先ほどと同じように追加で質問もある場合があるかと思しますので、そのような場合には、申し訳ありません、大村さん、またよろしくお願ひできればと思います。

それでは続きまして、一般社団法人農産資源認証協議会からプレゼンテーションをいただきます。資料の4でございます。協議会の事務局長の前田和俊様からご説明をいただきます。10分でお願ひできればと思います。

○一般社団法人農産資源認証協議会前田和俊事務局長

それでは私どもの説明をさせていただきたいと思ひます。それでは私どもが現在進めております、日本独自のPKS第三者認証制度についてご説明いたします。目次は飛ばしまして、3ページ目をお願ひいたします。

私どもは、昨年、資源エネルギー庁様が事業計画策定ガイドラインでお示しいただいた持続可能性基準に適合する日本発の民間主導の第三者認証制度を確立すべく、有志の発電事業者、商社、集荷会社によってPKS第三者認証創設準備委員会として発足・活動してまいりました。現在、私どもはスキームオーナーとして、社会から信頼性および団体のガバナンス向上に取り組み、団体活動のチェック体制を強化するため、第三者認証制度としての体制の整備、構築を進め、執行体制を強化するため、従来の任意団体という形から改組いたしまして、法人登記し、農産資源認証協議会として発足し、活動を開始しております。

次のページ、4ページ目でございます。農産資源認証協議会は、その趣旨にご賛同いただいたご覧の24社により構成されております。今この時点で24社と書いてございますが、実は一昨日、1社加盟されましたものですから、現在25社でございます。

次のページをお願ひいたします。5ページ目でございます。農産資源認証協議会、略称ARCは、定款にその目的として、ご覧いただいているような形に定めております。時間の関係もございますので、個別の説明は省略させていただきます。

6ページ目をお願ひいたします。農産資源認証協議会はその発足時の理事・監事として、ご覧の5名により設立・登記いたしました。改組発足時ということもございまして、発足段階ではPKS第三者認証創設準備委員会の主要メンバーによって構成されております。

次のページ、7ページ目をお願ひいたします。発足時の農産資源認証協議会の組織体制は、ご覧いただいておりますような形でございますが、現段階におきましては、基本的にPKS第三者認証創設準備委員会の組織体制に準じております。

次のページをお願ひいたします。

PKS第三者認証創設準備委員会を母体として発足いたしました農産資源認証協議会ではございますが、今後は、より信頼のある認証団体、スキームオーナーとしての体制構築事業に取り組んでまいりたいと思っております。2021年度の事業計画といたしましては、団

体のガバナンス向上に取り組んでまいります。業界団体を母体として生まれました団体ではございますが、独立性を担保する体制を構築し、第三者認証団体としての信頼性のさらなる向上を図りたいと考えております。

信頼ある認証団体の体制構築事業といたしましては、まずガバナンスを強化した組織改編をいたしてまいります。具体的には、第三者委員による評議会を新たに設置いたします。次に外部の代表理事を招聘したいと考えています。現在、業界メンバーのみで構成されている理事会ではございますが、これらの第三者性を高めてまいります。

次に事務局体制の整備・構築をしてまいりますとともに、情報公開を実施いたします。ホームページによる情報公開を図りますとともに、規格基準の英訳も同時に進めてまいります。また事業者の認証取得活動を支援するコンサルタントセクターの育成もしてまいります。

次のページ、9ページ目をお願いいたします。申し上げました施策により、現行の組織体制、左側でございますが、これは右側でございます新組織体制のように構築・整備してまいります。

次のページ、10ページ目をお願いいたします。次に、現在のステータスでございますが、本年の3月1日に規格検討委員会から仮承認をいただきました規格基準に対しまして、パブリックコメントを約1カ月半実施し、いただいたご意見を基に修正案を作成し、比較検討委員会に提出、審議いただき、7月9日同委員会の承認をいただきまして、基準として発行いたしました、という状況でございます。

次のページ、11ページ目をお願いいたします。昨年のバイオマス持続可能性ワーキンググループ様にご評価いただいた時点からパブリックコメント後、発行いたしました規格基準までの修正変更点は12ページから21ページ目に記してございますが、時間がございませんので、細かい部分は省略させていただき、主な部分についてご紹介させていただきたいと思っております。

すみません、ちょっと飛びますが、15ページ目をお願いいたします。法律の順守および評価をご覧くださいませ。ご指摘いただきました点につきましては、RSPOを参考に、準拠する形で修正をいたしております。

続きまして、22ページ目をお願いいたします。持続可能性基準を満たすことの説明についてでございますが、先ほど申し上げましたように、昨年のバイオマス持続可能性ワーキンググループ様にご評価いただき、不十分とご評価いただいた各項目につきましては、RSPOを参考に準拠する形でそれぞれ修正いたしております。

23ページをお願いいたします。環境につきましては、温室効果ガス等の排出・汚染削減につきまして、ご覧いただいているような形でRSPOを参考に修正いたしております。

25ページをお願いいたします。社会・労働の担保すべき事項につきましても、RSPOを参考に修正いたしております。ご覧のとおりでございます。

27ページをお願いいたします。ガバナンスにつきましては、情報提供・公開につきま

て、こちらもRSPOを参考にこのように修正いたしております。

29 ページ目をお願いいたします。サプライチェーン上の分別管理の担保につきましても、RSPOを参考に、ご覧いただいているような形に修正いたしております。

31 ページ目をお願いいたします。次に今後のスケジュールでございますが、マレーシア、インドネシアのコロナ感染症の状況がまだまだ深刻な状況でございますようで、現地状況が非常に不透明な状況でございますが、発行されました規格基準にのっとりまして、事業者による認証取得活動に着手する予定でございます。その後、認定前ではございますが、認証機関による審査を受けまして、自主的な認証取得をいたします。この自主的な認証取得というものは、認定機関様から認証機関を審査するためにも必要なものとして、認定機関から求められているものでございまして、数件の自主的な認証取得後に、認定機関様による認証機関様の認定審査を行うことで現在調整中でございます。

32 ページ目をお願いいたします。今ご説明申し上げましたように、認定のステップにつきまして、参考までにこのフロー図を作成いたしましたので、ご参照いただければと思います。

33 ページ目をお願いいたします。次に事前にご質問いただきましたものにつきまして、時間の関係から数点でございますが、ご説明いたしたいと思っております。規格検討委員会をはじめ、完全な第三者による諮問機関の委員につきまして、ご覧いただいているような方々が委員の先生方でございます。規格検討委員会は学識経験者、それから消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表から構成されております。また、技術部会は環境保護団体関係者やLCA専門家から構成されております。

34 ページをお願いいたします。次に、パブリックコメントでいただいたご意見でございますが、ご覧いただいている3件について、規格基準の内容に関するご意見でもございましたので、これらのご意見について、修正をいたしました。

続きまして35 ページ目をお願いいたします。最後に農産資源認証では、認証範囲には含まれませんが、植栽エリアまでさかのぼり、デュー・デリジェンスを行うことを求めています。認証取得者はデュー・デリジェンスを行い、許容できない供給源由来のPKSでないことを確認することを求めています。許容できない供給源とは、次の5点を主要として定めております。時間の関係からご紹介することは省略させていただきます。こちらの許容できない供給源を挙げておりますが、今後新たに顕在化するリスクというものがございますら、それらを許容できない供給源として加えるなどして、これらのデュー・デリジェンス・システムの継続的な改善を図っていきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○高村座長

ありがとうございます。ご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、今、前田様からご説明のありました資料の4について、質疑を進めてまいりた

と思います。ご意見、ご質問のある委員はマイクのミュート機能を解除いただいて、お知らせいただくか、これまでやっただけのようにチャットでお知らせいただければと思います。ご質問のある委員、ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。また事前質問にもお答えいただきまして、感謝しております。質問させていただきたい点は1点です。認証をこれから出されていくと思うんですけども、認証の情報というものがどこまでホームページなどで公開されるのかということについてお伺いさせてください。

と申しますのは、苦情申し立てということが今後出てくる可能性があります。そのときに、監査会社のほうに苦情をお知らせして、監査会社のほうからもう一度疑義について確認いただくということになっているとお知らせいただいたんですけども、その場合、NGOの方とか、いろんな方が、ここには問題があるのではないかといったときに、どこにお知らせをすれば調べていただけるのかということが明らかにならないと、その苦情申し立てのプロセスが機能できないと思いますので、その辺りを教えてください。よろしくをお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。先の報告と同じように、委員からの質問をまとめて受けてお答えをいただこうと思います。それでは河野委員、お願いいたします。

○河野委員

河野です。ご説明ありがとうございます。私からは、御協議会が、設立が今年の5月ということで、それまでに準備委員会等でいろいろ準備はされてきたと思いますけれども、今回改めて組織を再編されたんですが、先ほどご紹介いただいた諮問委員会等は、組織を設立してから設置されたという理解でよろしいでしょうか。体裁は整っているんですけども、実質的にこういった諮問委員会がこのスキームに関して、どの程度ワークしているのか。つまり信頼性という点について、改めて確認させていただきたいと思います。

それからもう一点、ホームページを探したんですけども、なかなかたどり着けないんですが、ホームページは普通に公開されているのでしょうか。その2点をお伺いしたいと思います。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは芋生委員、その後、相川委員、お願いいたします。芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

タイトルが日本独自という名前が付いているんですけど、この日本独自というのはどういう意味なのかということをお伺いしたいと思います。例えば日本のFIT制度による発電の燃料PKSのみを対象にしているという意味なのか、あるいは日本に本拠地をおいて、日本の事業者さんが主体というふうになっている協議会なのか、というその日本独自の意味です。

それからもう一つは、代表理事を外部から招聘することなんですけれども、その代表理事というのは1名なのか、あるいは複数名なのか。それともう一つは、どういう方を想定しておられるのか。もしこれが分かったら、分かる範囲でお願いします。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。ありがとうございます。私の質問は、まず、第1はデュー・デリジェンスに関して、認証範囲の外だということではありましたけれども、農園までさかのぼってリスクを管理することと理解しまして、大変私は積極的に見ております。その意味で、運用の実態ですね。つまり認証の審査対象ではないといいながらも、実際はその審査員が例えばもっとこういうふうにしたらいではないかといったようなサジェスチョンをしたりとか、そういうようなことというのも想定されているのか、その辺りを教えていただければと思います。

もう一点の質問については、トレーサビリティの確保についてです。今回のご説明の資料の中で、サプライチェーンの確保についてはIP、SGでしっかりやっていくということですが、近年この辺りのしっかり確認が必要だというような報道などもなされておまして、具体的に審査の点では、この、しっかり他のものが混ざっていないというところをどのように確認されるおつもりか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○高村座長

ありがとうございます。私のほうから、これはご質問というよりは事務局にお願いかもしれませんが、昨年度のこのワーキングでの議論を踏まえて、ガバナンスの独立性、あるいは第三者性という点をどうやってうまく組み立てるかということで努力をいただいていると思っております。先ほど委員のご発言にもそういう趣旨と思いましたがご発言がありましたけれども、つくられるときに非常に配慮して工夫をされようとしているんですが、それが継続的に、組織的にどう担保がされるのかということが、どう保証されるかという点が一つお尋ねしたいところでもございます。

先ほど代表理事の話もありましたけれども、こうした組織形態を協議会でつくっていら

おっしゃるわけですが、ある意味では協議会の内部のルールで変更も可能であり得るというふうに思いますから、そういう意味で、これをどのように組織的に、制度的に担保されるのかという点です。

これは事務局にと申し上げたのは、すみません、もう一つそういう意味では質問でもあるんですけど、特にこの間、PKSをはじめ、海外から調達をする故の難しさといいたいまいしょうか、つまり実際にこうした適切な認証基準に合致をしているかどうかを確認することが審査機関のところでも必要になると思うわけですが、そういう能力、経験のある団体というのは必ずしも日本の中にも多くないかと思えます。

これは、ここを具体的にどこにどういうふうに能力が十分に、そういう海外の現地も含めて、確認をすることを確保するのかということについて、これは2つ目にご質問をしたいと思っております。

実はこれは今、協議会さんにご質問しておりますけれども、このようなケース、つまり元来ある認証制度を使っている場合には、そこは既にもう確立をした第三者性ですとか、確認する能力を持った専門家を抱えているということが組織的に保証されているケースがあると思うんですけど、一からつくっていただくときに、一定のクリアすべき指針、ポイントというのを、むしろ国のほうから示したほうがいいのではないかと思っております。これはまた事務局で検討いただければと思います。

すみません、長くなりまして。以上です。

他に追加でご質問はございますでしょうか。なければ前田様のところにお答えをいたしまして、もし事務局のところから何かコメントがあればその後いただこうと思えます。

では前田様、お願いいたします。

#### ○一般社団法人農産資源認証協議会前田和俊事務局長

前田でございます。大変たくさん質問をいただきまして、非常に混乱している状況でもございますが、まず、最初にご質問いただきました、認証情報をどこまで公開するかということでございますが、確かにご指摘のとおり、私どものルールとしては、審査機関が受け付けて、それに対して対応していくという形でございますが、おっしゃるとおり、環境保護団体等、利害関係者からの指摘について窓口はどこだということについてのご指摘につきましては、そこら辺につきましては、制度を運用していきながら対応していきたい、要するに改善していきたいというふうに考えております。また、そういった公開情報につきましては、できるだけホームページに載せるようにしていきたいと今、検討しているところでございます。

次に、昨年の5月に発足しました私どもの団体でございますが、諮問委員会はいつからかと申しますと、諮問委員会というのは、PKS第三者認証創設準備委員会のときからこの委員会は設置してございます。したがって、これは私どもが作り出したこの規格基準というものは、諮問委員会で討議、審議されてつくられたものでございまして、そういった意

味では私どもはこの規格基準をつくるようになって、第三者性を担保しているというように考えております。

また、ホームページにつきまして、現在ございますのが、パブリックコメントを募集するときにつくったホームページでございまして、こちらを、協議会ができました後は、協議会のホームページとするように今年度、先ほどご説明いたしましたように、主要な事業の一つとしてホームページを作成してまいります。一応、アドレスとしてはあることはあるんですけど、なかなかグーグル等の検索で引っ掛からないというお声もいただきまして、そちらのほうにつきましても改善していきたいと考えております。

それから、日本独自の意味というご質問でございますが、海外の認証制度ではなく、この、しかもPKSというか、この日本のFIT制度のためにつくられた認証制度というものは、私どもが発足した当時なかったというように考えておりまして、私どもが日本のFIT制度に最適なものというのは日本独自の制度ではないかというふうに考えて、多少大風呂敷かもしれませんが、そのような心意気で作ったというところでございます。したがって、全てのものにおきまして、私どもなりに真正面から取り組んできたという自負もございます。

それから、代表理事に関しまして、代表理事は、一応定款上は複数の方が就任できるようになっておりますが、今はしたがって2名でございますが、ゆくゆくは1名の方でできればよろしいのではないのかなと考えておりますが、それも今後の状況次第ということで検討していきたいと考えております。また、どういう人物かと申しますと、第三者性を担保できる方ということでございますが、したがって、学識経験者の方ですとか、先ほどの諮問委員と多少かぶる部分もございますが、私どもの第三者性を担保するために必要な素養を広い知識を持って、またそういうキャリアを持ってこられた方をお願いしたいと考えておりまして、今、そういった方々の人選中でございます。具体的なことはこの場では控えさせていただきたいと思いますが、そのような形で現在進めているところでございます。

また、デュー・デリジェンスの件につきまして、認証機関の審査員のサジェスションがあるかということでございますが、こちらも審査のときに、当然認証機関はDDSについての状況も確認いたしますので、その際に審査員からのサジェスションというものも当然あるかと考えております。

それから、トレーサビリティにつきまして、審査のときにどのような手順、どのようなものか、どのようにするのかということにつきましては、かなり詳細な話になってまいりますけれども、まず手順書というものは当然確認いたします。それから、その管理体制ということも確認いたしますし、業務の指示ですとか、その指示の流れがどうなっているかということについても当然確認いたします。

また、これは年に1回行った程度では分からないのではないかとご指摘もあるかもしれませんが、まず審査員が現地調査を行って、その状況を確認するというところでございまして、また私どもで重要なのは、内部監査というものを非常に重要に位置付けておりますの



で、事業者自身が内部監査を行って、きちんと行われているかということ、自分たちが日々確認するということを求めておりますので、内部監査の状況というものも当然審査のときに確認されることであると考えております。

次にガバナンス、それから独立性ということですが、継続的に、組織的にどのように担保するのかというご指摘はもっともなことではございますが、私どもはその辺につきましても、非常に議論いたしたところではございますが、そこで今年度の組織改編ということで位置付けました評議会、第三者の委員の先生といたしますが、これも社会、経済、環境というような分野の方々から成る評議会というものを設置いたしまして、評議会が私どもの認証制度を、内部的にその運営をチェックするという体制を取ろうと考えておりますので、評議会の設置というものを今年度の重要計画として挙げております。

次に、PKSの海外からの適切なものについて、という高村先生からのご質問でございますが、私どもはその辺につきましても、非常に遠いところ、しかも広範囲にわたったCPOミルというものがあることにつきましても、その辺についても大変議論したというか、苦慮したところではございますが、そのためにもDDSというものを入れたということが一つでございますし、また現在、こちら事業計画の中には入れておりますが、一次情報を取るために、現地調査員というものも置きたいと考えております。

それが常勤なのか、テンポラリーなのかという点につきましては、議論の分かれるところではございますが、当面はテンポラリーかもしれませんけれども、まず私どもが独自に情報を取れるような形というものを協議会としては築いていきたいというように考えております。以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○和田新エネルギー課長補佐

先ほどの高村座長からご指摘いただいた点については、事務局のほうでも検討して、またご相談させていただければと思います。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。委員からお答えについて何か追加のご質問はございますでしょうか。芋生委員、お願いします。

○芋生委員

すみません、先ほど、日本独自ということの意味について質問させていただきまして、それについてFIT制度に対する、日本のFIT制度に対する認証制度がないからというお答えをいただいたんですけれども、とはいいいながら、今回修正いただいた項目で、多くの部

分でRSPOを参照して、RSPOと同じような内容になっているんですね。それで、日本独自ということでしたら、ぜひRSPOが日本のFIT制度に対して最適なのかどうか、あるいは実際に認証業務をどう行っていくのかについて、さらに検討していただきたいと思います。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。他に委員からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今の芋生委員のご発言は、ご要望ではあったかと思いますが、前田様から何かございますか。

○一般社団法人農産資源認証協議会前田和俊事務局長

大変貴重なご意見として、真摯に承りたいと考えております。私どももこれが全てだということ、胸を張って言うわけではございませんので、今後とも継続的な改善というものに取り組んでまいりたいと思いますし、実際にワークいたしまして、それらのものをフィードバックさせて、ゆくゆくはそういった私どもの知見が皆さまのために活用できれば、すみません、これはかなり欲張りなことかもしれませんが、そのような形に進めていきたいと考えておりますので、皆さま方のご意見をいただけるこのような機会というのは大変にありがたいと考えております。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、前田様、どうもありがとうございました。先ほどの大村様とも同じでございますけれども、また今日欠席の橋本委員も含め、ご質問、ご意見あるかと思っておりますので、またお願いできればと思います。

それでは、全体を通して委員から、あるいはオブザーバーのご参加の各省庁からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日も大変熱心なご議論をいただき、貴重な意見、あるいはご提案、そしてご質問をいただいたと思います。

事務局におかれましては、今日の議論を踏まえまして、次回以降のワーキングのところでの検討につなげていただければと思います。

本日のワーキングはここまでとさせていただきますが、次回の開催予定等について、事務局からありましたらお願いいたします。

○和田新エネルギー課長補佐

次回のワーキンググループの開催につきましては、日程が決まり次第、経済産業省のホームページでまたお知らせをさせていただければと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、これもちまして、本日のワーキンググループ第11回を閉会いたします。委員の皆さま、そして今日ヒアリングにお越しいただきました3つの団体の皆さま、改めてお礼を申し上げます。本日はご多忙のところ、大変熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。それでは本日のワーキングの会合は以上で終了といたします。お疲れさまでございました。